

大阪市民病院機構契約事務審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という）が行なう契約事務の適正な執行を確保するため、大阪市民病院機構契約事務審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は次に掲げる委員長及び委員をもって充てる。

- ・委員長 経営企画部長
- ・委員 企画・財務課長
総務課長
施設課長
十三市民病院総務課長（十三市民病院に関することに限る）
住之江診療所事務長（住之江診療所に関することに限る）

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 入札及び契約制度に関すること
- (2) 入札談合の情報に対する調査及び対応に関すること
- (3) 指名停止の措置に関すること
- (4) 暴力団排除の措置に関すること
- (5) 不服の申立てに関すること
- (6) その他、委員長が必要と認める事項

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が対象案件の調査審議等を行うため随時委員を招集して行う。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会は、第2条に掲げる者のほか委員長が必要と認める者を招集して行うことができる。
- 4 緊急を要する場合その他委員長が認める場合は、書面審議等をもって代えることができるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財務部財務課において行う。

附 則

この要領は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。